

年会費長期未納者は、平成 19 年 10 月の合同委員会決議に則った処遇を執ることにしました。

- ①1～2 年未納者：支払いの再通知。
- ②3～4 年未納者：支払いの催告。
- ③5 年以上：支払いなき場合は除名の勧告。

(6) 第 6 号議案 平成 21 年度欠員分補充会員募集に関する件

- ・募集金額及び募集口数 正会員 157,500 円 56 口 (最終正会員数 1,500 名)
- ・平成 21 年 3 月 31 日までの期間限定での募集となります。

(7) 第 7 号議案 委員会活動費に関する件

前理事会の持越し議案の再審議により、委員会毎の活動の不公平さをなくす目的で、活動費を次の通りとしました。

- ①活動費として支給したメンバーズクーポンを止め、委員会活動に応じて「委員会活動名簿(仮称)」の記帳によりプレー費を免除することにしました。但し、利用税、昼食等の費用は個人負担となります。
- ②年会費については、委員会毎に実施する委員会活動への出席率が 2/3 以上の場合、当該年度の年会費を免除することにしました。
- ③理事の活動費とするメンバーズクーポンは年間 2 冊とします。

2. 緊急動議

理事からメンバー・プレー料金値下げの緊急動議がだされました。現在の社会情勢において年会費の兼ね合い等を考慮すると、メンバー・プレー費が割高で、理事からメンバー料金値下げの強硬な申し入れがあり、会社はメンバーシップを維持する範囲でこの春から 1 年間に限り、平日を主にメンバー・プレー費値下げの努力をすると回答がありました。

3. その他

- (1) 委員会活動を周知するため、月度毎の「競技担当者名、エチケット担当者名」を、クラブに掲示することにしました。
- (2) 書面により会員資格の休止届出があり、その事由が会則第 14 条〈会員資格の停止〉の規定に該当しないため審議し、4 項規定により理事会として相当と認める事由と判断し、届出期間 3 年間に 1 年間とする処遇をしました。

以 上